

審 査 基 準

令和2年3月23日作成

法 令 名	火薬類取締法
根 拠 条 項	第25条第1項
処 分 の 概 要	猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	火薬類取締法第25条第1項・第2項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則）、火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第2項・第3項、同第11条（消費の許可の申請）、同第12条（無許可消費数量）、同第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準	当該火薬類の爆発又は燃焼が、 (1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき (2) 他の法令で禁止されているとき 等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。
標 準 処 理 期 間	5日
申 請 先	申請書は、猟銃用火薬類等の消費地を管轄する警察署の担当窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	